

意見書案第 2 号

国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上並び
に行き届いた教育の実現を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり
提出する。

令和 6 年 9 月 2 7 日提出

提出者	綾瀬市議会議員	齊 藤 慶 吾
賛成者	同	古 郡 敏 正
同	同	三 谷 小 鶴
同	同	安 藤 多恵子
同	同	上 田 博 之

国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上並び に行き届いた教育の実現を求める意見書

子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる環境を整えるには、3分の1に引き下げられた義務教育費国庫負担制度を2分の1へ復元するとともに、義務教育教科書無償給与制度を堅持する必要がある。

学校現場における課題は複雑化・困難化する中で、子供たちの豊かな学びと育ちを実現するために、教材研究や授業準備時間の十分な確保に向け、教職員定数拡充や専門スタッフの拡充などの施策が最重要課題である。小学校の学級編制標準が令和7年度までに段階的に35人に引き下げられるが、少人数学級の必要性は、中学校においても変わらないことから、小学校にとどまることなく実現を求めていくことが必要であり、きめ細やかな指導を行うためにも、今後は30人以下学級の実現を望む。

また、小学校高学年教科担任制の加配は、授業準備の時間確保につながり、学校現場から効果があるとの声が聞こえている。子供たちの心のケアや様々な教育課題への対応等のためには、さらなる加配教員の充実や、スクール・サポート・スタッフ、介助員等の専門スタッフ職の拡充とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの全校配置が必要である。

よって、国においては、子供たちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠であるため、令和7年度政府予算編成において次の事項が実現されるよう強く要望する。

- 1 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。
- 2 行き届いた教育を実現するために、小学校の35人以下学級を計画的に進め、中学校での35人以下学級を早急に制定すること。また、30人以下学級の実現に向けて検討すること。
- 3 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現し、教職員が子供と向き合う時間を確保するために、加配の配置増など教職員定数改善を推進すること。また、スクール・サポート・スタッフ、介助員等の専門スタッフ職の拡充、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。

4 子供たちの心に寄り添うための、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月27日

綾瀬市議会議長 古 市 正

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
文部科学大臣 あて

(提案理由)

義務教育費国庫負担制度を存続・拡充し、義務教育教科書無償給与制度を継続するとともに、行き届いた教育を実現するための予算を確保・拡充することを求め、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。